

日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

#### 静岡県規則第5号

日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例（平成30年静岡県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

**第2条** 条例第8条第2項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第8条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 活動実績を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書)

**第3条** 条例第11条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 日本平山頂シンボル施設の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 展望施設の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

**第4条** この規則に定めるもののほか、日本平山頂シンボル施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別記様式（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

⑩

（代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

日本平山頂シンボル施設の管理に関する業務を行いたいので、日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 活動実績を説明する書類
- 5 その他知事が必要と認める書類